

福祉文教常任委員会議事録

(平成31年3月5日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 平成31年3月5日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 寺町 幸雄
 委員 羽山 茂男 森田 忠彦
 阪口 寛 田中 祐二
 議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 高齢介護課長 東條 信也
 副町長 松村 勝之 健康増進課長 松井 靖
 教育長 勝良 憲治 保険医療課長 子安 逸二
 健康福祉部長 横田 勝 教育総務課長 田中 清
 教育次長 今川 新八 学務指導課長 西野 直美
 総務部長 奥埜 雅偉 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 まちづくり推進部長 辻 隆史 学校給食C所長 富田 昌彦
 子育て支援課長 浅野 達雄 財政課長 吉田 雅樹
 福祉課長 林 達也 総務政策課長 奥埜 哲生
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 清水 敏喜
- 7 傍聴者 辻本 馨 西田いく子
 山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第2号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件
- (2) 議案第3号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件
- (3) 議案第4号 太子町国民健康保険条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

それでは、福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案件としまして議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件他2件、予算案件としまして、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計予算他2件、以上、合わせて6件の議案でございます。何卒よろしくご審議を頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例関係が3件、当初予算関係が3件の計6件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで、審議の順序ですが、本日は、議案第2号、第3号、第4号の条例関係3件をご審議頂き、2日目の11日には、議案第7号、第11号、及び第12号の当初予算関係3件をご審議頂くことと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日は、議案第2号、第3号、第4号の条例関係3件をご審議頂き、2日目の11日には、議案第7号、第11号及び第12号の当初予算関係3件をご審議頂きます。

それでは、条例関係の議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○田中教育総務課長 皆さん、おはようございます。

議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

まず、始めに本改正に至った理由及び改正内容についてご説明させていただきます。

本改正は、幼児を持つ保護者の就労形態の多様化に伴って、町内外の私立幼稚園では、預かり保育時間を平日の午後5時以降まで実施されているといった状況の中、保護者から、預かり保育時間の延長、春・冬休み期間中の預かり保育の実施に対する要望や、本町総合教育会議での同趣旨を肯定するご意見等も踏まえて、子育て支援策の一環として保育サービス拡充を行う為の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、預かり保育の保育料を現行の日額から、利用時間30分当たり50円を超えない範囲内において規則で定める改正を行うものでございます。

又、議案ではございませんが、町立幼稚園規則におきまして預かり保育時間の延長及び長期休業中の預かり保育開始時間を、現行午前9時から30分前倒しの午前8時30分からとし、併せて春・冬休業中も新たに事業を行い、30分当たりの利用料を50円と定める為、所要の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります、議案書の3ページ目の新旧対照表をお願い致します。

第7条第2項は、預かり保育料を別表第2で定めていたものを利用時間30分につき50円を超えない範囲に改める規定でございます。

恐れ入ります。次頁をお願い致します。

資料でございます。資料で、町立幼稚園規則をつけさせて頂いております。

今回の預かり保育事業の運営につきましては、規則委任しておりますので、改正部分についてご説明させていただきます。

第10条第2項で、新たに冬休み及び春休み期間中の預かり保育を実施する規定でございます。

第3項の規定は、学期中の預かり保育の終了時間を、現行の午後4時から午後5時に改める規定でございます。又、長期休み中の開設時間を午前9時から午後4時までを午前8時45分から午後5時までに改める規定でございます。

次の第4項及び第5項を新たに追加するもので、第4項は、預かり保育料を50円に、又、1月を単位に利用する場合は、新旧表下の別表（第10条関係）で規定しております。

第5項の規定は、30分未満の利用時間がある場合は、30分とし、ただし、15分未満の利用時間については、切り捨てる、つまり無料とする規定でございます。

恐れ入ります。戻って頂きまして、議案書の2頁目をお願い致します。

附則でございます。

施行期日で、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件のご説明とさせて頂きます。何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願い致します。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○羽山委員 今、預かり保育の費用として説明頂いたんですけども、今度10月から消費税改正に伴って、幼稚園・保育園が3歳、5歳は無料になるのかな。3歳以下は所得に対して有料とかいうような判断があるんやけれども、この条例を可決した場合、10月以降に対応というのはどういうふうになるんですか。

それと、もう一点ございます。今度10連休がありますね。春口の5月に、その時の幼稚園の開設というのはどういうふうに考えているのか、それ2点、お願いします。

○田中教育総務課長 1点目の幼稚園無償化、10月からの規定となりますけれども、当然幼稚園と保育園については、3歳、4歳、5歳については無料化となります。

ただし、今回提案させて頂いています預かり保育の部分につきましては、今国の方で定めている部分の情報でよりましたら、継続して有料という形になっております。ですので、今後子育て支援策の方で検討という部分でも考えています。

又、2点目の5月の連休、10連休につきましては、休業という形となっております。

○羽山委員 休業というふうには聞いたんですけども、やっぱり親御さん、保護者等、全部休んではるとは思えへんと思うので、仕事の人もいてはると思いますがけれども、部分的にそういうのは開設というのはどうか、要望というんか、出来へんのかな。

○田中教育総務課長 今、羽山委員のおっしゃる部分の要望という部分については、まだ私の方に届いておりません。

従前の連休につきましても、5月のゴールデンウィークにつきましても、事業の方はやっておりませんので、そういう形で考えております。

○羽山委員 分かりました。

○村井委員長 他にございませんか。

○田中委員 今度、夏休み以外に冬期とか、春とかを加えて頂くというふうに聞いている

んですけども、それで前の表を見たら、例えば月利用とかいうような設定もあると思うんですけども、そやからそこらの扱いは今度どうなるんでしょうか。

○田中教育総務課長 月利用で第10条関係で定めております部分は従前もあった部分で、体育時間1時間延長に対して上がっているという部分でございます。

それとあと、今、従前からやっております夏休みにつきましても、保護者の希望により時間設定で利用されておられるということであって、何ら変わらないというか、保護者の利用する時間で精算させて頂くという形になります。

○田中委員 そやから、前の方であったら、例えば7月であったら7千円、8月、8千円、月額があるんですよ。そやから、そういう利用の仕方は無くなって、もう一回行って、時間だけを1回1回毎回払うということであるんですか。

○田中教育総務課長 すみません、説明不足ですけども、一応長期期間中は先程お話しした8月分から5時までという形で30分利用もいけますが、全日利用がありましたら、もう初日から末日まで、全てを利用するという形になりますので、これがない時になった場合には、月額分を頂くことになりますので、利用に応じて利用して頂くという分の方が、料金的には安くなるのかなと思われま。

○田中委員 あとは、従前の7月の月額を支払いも可能やということですね。

○田中教育総務課長 はい、その通りです。可能です。

○田中委員 それにあわせて、今度は春とか、期間がちょっと短いから月額利用にしたら逆に損になるんか、わからないんですけども、春とか冬については、そういう制度はないということなんですかね。

○田中教育総務課長 その表の部分で、4月から6月と9月から3月というふうな中に入っているのかなと思います。

○田中委員 ああ、こっちで。

○田中教育総務課長 はい、ですので実績で言いましたら、月額利用されている保護者については見えていないということです。

○田中委員 いない。

○田中教育総務課長 はい、一応従前から月額という部分で決めていますので、それを廃止するというのもいけませんので、従前であとの部分で、引き続いて実施出来る、利用出来るという部分で思っております。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 保育時間の延長、預かり保育、長期休業の保育の担い手ですけれども、それは正規職員の方とか、アルバイトの方とか、その辺は何ら変わらないのかどうかということと、あと時間が増えてアルバイトの方の休業補償というか、採用関係にもどのように影響してくるのか、担い手についてどうされるのでしょうか。

○田中教育総務課長 1時間延長ということで、当然アルバイト、非常勤の方については1時間延長分の給料というのはございます。

それと、朝と夕方1時間延長と、冬休みであり、夏休み、長期休業中の前倒しについては、職員があけてローテーションで配置するという形でなっております。

○森田委員 預かり保育の時間が30分、朝やと入られましたわね。夕方1時間延びた。これは近隣と保護者の要望で、こないしはったと思うのだけれども、近隣とか他で、まだもっと8時から見て6時までやってとか、そういう所はありますか。

○田中教育総務課長 近隣市町でそういう所もございます。

ただ、うちの方でも考えたんですけれども、6時までとか要望あるんですけど、職員体制がとれないという部分、要するにアルバイトさんだけで事業を実施するのはおかしいことや、責任を持って事業をせなあきませんので、職員体制のことについては2時間延長するということはちょっと困難という形で、今回は1時間延長のみでさせていただきますと。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 あと、今度の延長して時間30分ごとということなんですけれども、資料の方で15分未満は端数の時は切り捨てるとかというのを、きちっと決めておられるんですけれども、放課後児童会の方、それとの整合性というのか、同じような形でやるのでしょうか。

というのは、幼稚園でこうあって、それで学校へ行ったら時間のとり方が違うというたら混乱しないかどうか、その辺も含めてどのようにお考えなのでしょうか。ちょっと違うかな。

○田中教育総務課長 すみません。放課後児童会については、ちょっと担当外なんですけれども、今回、幼稚園の30分50円にさせて頂いたのは、やっぱり保護者からの要望、要するに旧でいきましたら、日額200円とかだったんですけれども、フルに使われない方が多く、割に多いということで、1時間しか使っていないのに日額というのはという部分で、一応30分単位の利用しやすいという形で、幼稚園の方はさせて頂いている

経緯でございます。

○阪口委員 それは保護者の皆さんとか、色々ご要望に基づいてやっておられるということで、それは非常にいいことだというふうに思うのですけれども、ただ、ちょっと心配なのは、これは教育委員会、これは福祉の問題ということになって、ただ利用される方は同じですし、そのまま幼稚園から小学校へ入りはると。その時に時間のとりかた、例えば放課後児童会の方であったら、もうちょっとでも早う来たら料金は取りますとか何とかというふうに、やり方が変わったら混乱しないからということで、その辺は教育委員会の方でなかなか決めにくかったら、福祉関係の方とも相談して頂いて、混乱のないようにして頂きたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第2号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、平成29年4月1日に公布された所得税法等の一部を改正する等の法律により、所得税法に規定される控除対象配偶者の定義を変更する整備が行われたことから、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例に所要の改正を行う他、生活困窮者等の自立を促進

する為の生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による、児童扶養手当法施行規則の改正に伴い、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、恐れ入ります、議案書の4頁目の新旧対照表をお願い致します。

まず、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例についてでございますが、第2条の2、所得制限に関する規定でございます。第1項第1号において、ひとり親家庭の医療費助成を受けようとする者のうち、1月から6月までに新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得によることとする規定となっていたところ、児童扶養手当法施行規則の改正により、前々年の所得による児童扶養手当法による認定が、1月から9月までとされたことを受け、児童扶養手当の所得制限を準用しております、ひとり親家庭医療費助成も同様の改正を行うこととしたものでございます。

又、同じく第1項第1号では所得税法の改正により、配偶者控除等の見直しが行われたことに伴い、控除対象配偶者の定義が変更されると共に、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の区分を追加する整備が行われたことから、控除対象配偶者を同一生計配偶者に文言を改めるものでございます。

尚、同一生計配偶者は、所得税法改正前の控除対象配偶者と同一の要件であり、本改正により、ひとり親家庭及び重度障がい者の医療費助成の所得制限の内容を変更するものではありません。

次に、第2項では、災害等に被災し、一定の損害を受けた場合は第1項の所得制限を適用しない旨の規定となっておりますが、前項と同様に控除対象配偶者を同一生計配偶者に文言を改める改正を行っております。

1頁めくって頂きまして、重度障がい者の医療費助成に関する条例の新旧対照表をお願い致します。

第2条の2、所得制限に関する規定でございますが、第2項において、ひとり親家庭医療費助成と同様に、控除対象配偶者を同一生計配偶者に文言を改める改正を行っております。

次に、施行期日でございます。3頁にお戻り頂きまして、改正条文の下、附則をお願い致します。

附則の1と致しまして、本条例は公布の日より施行することとし、所得税法の改正に

伴う、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める部分については所得税法の改正とあわせ、平成30年1月1日から適用することと致します。

又、附則の2及び3では、前々年の所得による判定となるひとり親では、本年9月30日まで、重度障がい者医療では本年6月30日までは、改正前の所得税法による控除対象配偶者を適用する経過措置を設けております。

議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第3号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件のご説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年1月25日に

公布されたことに伴い、保険料軽減措置の所得判定基準を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、低所得の被保険者に配慮した保険料の軽減措置の拡充で、7割、5割、2割の軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を国基準に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。議案書の3頁をお願い致します。

第20条の2第1項第2号は、5割軽減の所得判定基準の規定となっており、軽減対象となる所得基準額を27万5千円から28万円に引き上げ、軽減対象者を拡大するものとなっております。

又、同じく第3号では、同じく2割軽減の所得判定基準の規定となっており、2割軽減の対象となる所得基準額を50万円から51万円に引き上げ、軽減対象者を拡大する内容となっております。

1頁にお戻り頂きまして附則でございます。

本改正は、平成31年4月1日から施行することとし、保険料についても平成31年度以降の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、従前の例によることとする経過措置を設けております。

尚、今回の国民健康保険法施行令の改正では、賦課限度額の国基準額についても引き上げられておりますが、昨年12月議会前の全協での府内統一基準スケジュールでご説明させて頂きました通り、府内統一基準の賦課限度額の国基準への改正は、大阪府の本算定期の関係から国基準の1年遅れとなっており、今回、賦課限度額の国基準が引き上げられたものの、本町の賦課限度額は据え置くことで、平成31年度から府内統一基準に合わせることに致しております。

議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い致します。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 今、軽減の枠を広げるということでいいんですけども、現実に本町で、どれぐらい影響があるんか、5割軽減の方、2割軽減の方、どれぐらいに影響を与えるん

かということ。

○子安保険医療課長 今回の拡充による本町被保険者への影響というご質問でございます。今回の改正では、2割軽減では50万円を51万円に引き上げると共に、5割軽減では27万5千円を28万円に引き上げる改正となっております。影響と致しましては、5割軽減では3世帯、被保険者の人数で言いますと、5名の方が新たに5割軽減になり、金額と致しましては14万2千560円、これは30年度の料率での計算ということになりますが、14万2千560円の軽減額の拡大ということになっております。

又、2割軽減では、11世帯17名の方が新たに2割軽減となり、金額では18万2千772円軽減額が拡大するということでございます。

以上でございます。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第4号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了致しました。

これにて委員会を散会と致します。

尚、次回は11日、月曜日となっておりますので、よろしくお願い致します。

お疲れ様でございました。

午前 9時58分 散会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 村井浩二